災害補償の実施に関する審査の流れ

災害補償の実施に関する審査の流れを簡単に図解すると次のとおりです。

審査の申立て
正副 2 通の申立書を提出してください。

申立書受付・審査
申立書を受け付け、不備等がないかを審査します。

不備補正
不備が補正できるものであるときは、申請者に不備の補正を求めます。

却
下
審査の対象にならない場合等に行い、審査申立人に通知します。

受
理
審査申立人及び実施機関に通知します。

災害補償審査委員会の審査

人事院公平審査局首席審理官、医学専門家等で構成されています。

(事実調査) 関係書類の提出を求めたり、実地調査を行ったりします。

(調査結果の検討) 事実調査の結果に基づいて、災害補償審査委員会が内容の検討を行います。

災害補償審査委員会は、委員会の意見を付した調書を人事院に提出します。

判定人事院会議で議決し、判定書正本を審査申立人及び実施機関に送付します。